

安芸高田市こどもの権利条例（案）

第1条（目的）

この条例は、子どもの権利条約の趣旨を当市において実現することを目的とし、そのために必要な基本的事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1　子ども

18歳未満の者であって、当市に居住し、通学し、通勤し、又はこれらに準ずる関係を有するもののをいう。

2　子どもの権利

子どもの権利条約に規定されたすべての権利をいう。

3　子ども施策

子ども基本法第2条第2項に規定する子ども施策をいう。

第3条（基本理念）

市は、子ども施策を実施するに当たっては、子ども基本法第3条にもとづく、次の基本理念により、これを行うものとする。

- 1　子どもは生命を守られ、健やかに成長し、発達する権利を有すること。
- 2　子どもは、差別されることなく権利を有すること。
- 3　子どもは自らに関係する事項について自由に思いや願いをあらわすことができ、その思いや願いが尊重されること。
- 4　子どもの権利は相互に関連し、不可分であることを踏まえ、総合的に尊重されること。

第4条（子育てに魅力ある市の実現）

市は、子どもの権利が尊重されることが、子どもを育て、育ち合うことに魅力のある市の実現につながるとの認識の下、子ども及び子育て当事者を支える環境の整備に努めるものとする。

第5条（子どもの権利の理解促進）

市は、こども、市民、事業者及び関係機関に対し、
子どもの権利条約及びこども基本法の趣旨及び規定について理解を深め、
広く共有されるよう必要な措置を講じるものとする。

第6条（こども計画の策定）

市は、子どもの権利の実現を図るため、
こども施策に関する包括的な計画（以下「こども計画」という。）を策定するものとする。

第7条（子どもの思いや願いの反映）

市は、こども施策及びこども計画の策定、実施及び評価に当たっては、
子どもの思いや願いを反映するために必要な措置を講じるものとする。

第8条（子どもの権利への影響の評価）

- 1 市は、こども施策及びこども計画の策定又は変更に当たっては、
子どもの権利への影響について事前に検討するものとする。
- 2 市は、こども施策及びこども計画の実施中または実施後において、
当該施策等が子どもの権利の実現にどのように寄与したかを検証するものとする。
- 3 前二項の検討及び検証の手順及び内容は、市長が別に定める。

第9条（予算）

この条例の施行に関し必要な予算を毎年、計上するものとする。

第10条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

- 2 市は、この条例の施行後2年以内に、
子どもの権利条約の趣旨をより一層反映するため、
条例の施行状況を検証し、必要な見直しを行うものとする。
- 3 市は、前項の見直しに当たり、子どもの思いや願いを聴き、その反映に努めるものとする。